

自転車交通違反への 「青切符」制度の開始について

自転車の交通違反への「青切符」制度

内容

2026年（令和8）年4月1日から、自転車の交通違反で切符を切られると「**反則金**」を納める必要がある制度が開始されます。

対象

16歳以上の者（高校生も含みます）

反則金の例

○	自転車運転中のスマホ使用	1万2,000円
○	傘差し運転、イヤホン運転	5,000円
○	2人乗り	3,000円

自転車の交通違反への「青切符」制度

①危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反

(例)



スマホ等の使用



自転車制動装置不良（ブレーキなし）



遮断機立ち入り

②違反を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高いとき

(例)



2人乗りしながら赤信号無視



傘を差しながら一時不停止

自転車の交通違反への「青切符」制度

③違反により歩行者や車に急ブレーキ等の回避措置を取らせたとき

(例)



信号無視で交差点に進入し、青信号で走ってきた車両に急ブレーキをかけさせたとき



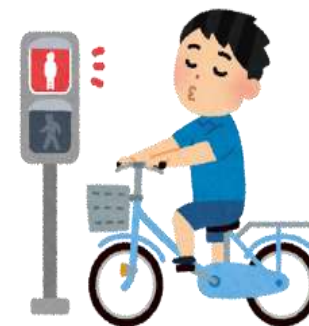
スピードを出して歩道を走行し、歩行者を立ち止まらせたとき

④違反であることを指導警告されても、あえて違反を行ったとき

(例)



警察官の指導警告に従わず、右側通行を続けたとき



目の前に警察官がいるのを知っていながら違反をしたとき

主な違反と反則金

① 運転しながらのスマホ

1 万2, 000円



② 2 人乗り

3, 000円



③ 並進（横に並んで走行）

3, 000円



④ 無灯火

5, 000円



主な違反と反則金

⑤傘差し運転

5,000円



⑥イヤホンしながらの運転

5,000円



⑦信号無視

6,000円



⑧一時不停止

5,000円

⑨右側通行

6,000円

⑩歩道徐行義務違反

3,000円

⑪横断歩行者等妨害

6,000円

自転車ルールブック（警察庁webサイト）

概要版

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/gaiyousiryou.pdf>



全体版

https://download.transfer.hennge.com/_omkScw9yqnvyf



警察庁 自転車ルールブック

